

## 東京都子育て推進交付金について

### 1 目的

東京都の東京都子育て推進交付金交付要綱によると、本補助金は、地域の特性や創意工夫を生かした市町村独自の取組を促進し、市町村における安心して子供を生み育てられる環境の整備を図るため、予算の範囲内において、市町村に交付されるものです。

### 2 平成 30 年度決算での交付算定ルール

交付額は、基本分、政策誘導分及び 規模増分からなります。

- (1) 基本分は、0 から 9 歳児の人口に一人当たり単価を掛け、東京都の予算の範囲内で交付されます。
- (2) 政策誘導分は、各市の子育て関連事業の実施状況をポイント化し、これに単価を掛け交付されます。
  - ・各市の子育て関連事業：先駆型子ども家庭支援センター事業、乳幼児家庭全戸訪問、子育てひろば事業、病児・病後児保育、延長保育事業、学童クラブ開室延長等
- (3) 規模増分は、平成 18 年 10 月 1 日と交付対象年度 10 月 1 日の間での保育所・学童保育での受入人数の増に単価を掛け、交付されます。

### 3 用途

子育て推進交付金は、市町村が実施する子育て支援事業に充当することができます。

平成 30 年度決算では、子育て推進交付金 479,071,000 円を、以下の補助対象事業の総事業費に充当しております。

補助対象事業	総事業費
零才児保育事業	109,345,920
11 時間開所保育対策事業	201,936,560
障害児保育事業	43,005,120
延長保育事業	19,881,200
学童保育事業	265,154,504
子育てひろば事業	5,619,961
定期予防接種事業	209,617,024
3 歳児健康診査事業	3,627,132
3 歳児歯科健康診査事業	2,184,902
乳幼児歯科相談事業	8,243,087
ショートステイ事業	2,022,000
計	870,637,410